

2 地球環境保全に資する取り組み

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を 1990(平成 2)年度レベルから 2010(平成 22)年度までに 9%削減、ヒートアイランド現象の緩和などを目標に、省資源・省エネルギーや緑化の推進とともに新エネルギーの導入を促進する。

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化・ヒートアイランド対策に係る条例の制定(新規)

「地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化」についての大阪府環境審議会の答申を踏まえ、

一定規模以上のエネルギー使用事業者に対する温室効果ガス等の削減計画書及び実績報告書の届出

一定規模以上の新增改築を行う建築主に対する環境計画書及び工事完了報告書の届出

一定規模以上の新增改築建築物の敷地における一定割合の緑化の義務化や、その建築主に対する緑化計画書及び緑化完了書の届出

などの内容について条例化を図ります。

地球温暖化対策地域推進計画の策定と推進

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入促進などの諸施策を、関係機関と連携し総合的に実施します。

地球温暖化対策技術開発促進事業

環境省の石油特別会計(石油の安定確保を目的に設けられた特別会計)を活用し、民間企業や研究機関と連携し、二酸化炭素削減に効果が期待できる地球温暖化対策技術開発を行います。

平成 17 年度は、家庭などの民生部門や輸

送部門などの二酸化炭素削減を目的に、昨年度から実施している「燃料電池等の低温排熱を利用した省エネ型冷房システムの技術開発」、「白色 LED を使用した省エネ型照明機器技術開発」及び「バイオエタノール混合ガソリン導入技術開発及び実証事業」を実施します。

(2) 環境に配慮したエネルギー利用の促進

燃料電池自動車普及促進事業(新規)(再生)

水素は、次世代のクリーンエネルギーとして注目されており、また、燃料電池は、水素エネルギー活用のキーテクノロジーとして、環境対策、さらには産業振興の面から、広く普及することが期待されています。

そのような水素エネルギーの活用に向け、府域における燃料電池自動車(FCV)のリース導入を促進し、水素ステーションの整備を図るために、庁用自動車(公用車)として FCV を率先導入しています。

また、在阪の官民 12 団体で構成する「おおさか FCV 推進会議」(事務局:大阪府)の運営を支援するとともに、同会議と一体となって普及啓発活動や水素ステーションの設置など FCV の普及に欠かせないインフラ整備に努めています。

府民共同発電推進事業(新規)

地域の住民等が資金を出しあって身近な施設に太陽光発電等を設置する「府民共同発電」の取り組みに対して、現地調査などの事

前準備や発電量の表示パネル等の付帯施設
の設置にかかる経費を助成します。

【燃料電池自動車（FCV）】

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車です。走行時に発生するのは水だけで、有害なガスを排出しないことから究極のエコカーと呼ばれています。



【水素ステーション】

水素ステーションは、燃料電池自動車に水素を供給するために必要な施設です。現在、大阪には実験施設として大阪市内に1箇所整備されています。



<燃料電池自動車と水素ステーションについて>

バイオマス利活用の推進（新規）

循環型社会の形成や地球温暖化防止のための有効な資源として、バイオマス（生物由

来の有機性資源、例えば家畜糞尿や食品残渣など）の利活用を推進するため、その基本目標とその実現に向けた方途を示した「大阪府バイオマス利活用推進マスタープラン(仮称)」を策定し、具体的な取り組みを推進します。

また、農空間整備事業等を通じた次のようなモデル事業を行ない、その普及促進を図ります。

エコファームモデル事業

小売店舗から発生する消費期限切れの食品等を堆肥として再資源化し、近隣の農園で利活用するシステムモデルの実証を行います。

バイオマスプラットフォームモデル事業

農空間整備事業から発生する伐採木材チップを近隣の農園で堆肥化し利活用するシステムモデルの実証を行います。

「森林バイオマス利用推進行動計画」の推進

府民との協働・連携による森づくりと木質資源の活用を府域で総合的・効果的に進めるための取り組みプログラムとして平成15年度に策定した「大阪府森林バイオマス利用推進行動計画」に沿って、次のような先行的取り組みを行い、森林バイオマスの利用を推進します。

バイオマス発電燃料としての間伐材等の活用

高級ブランド池田炭の再興支援

竹資源の有効活用の推進

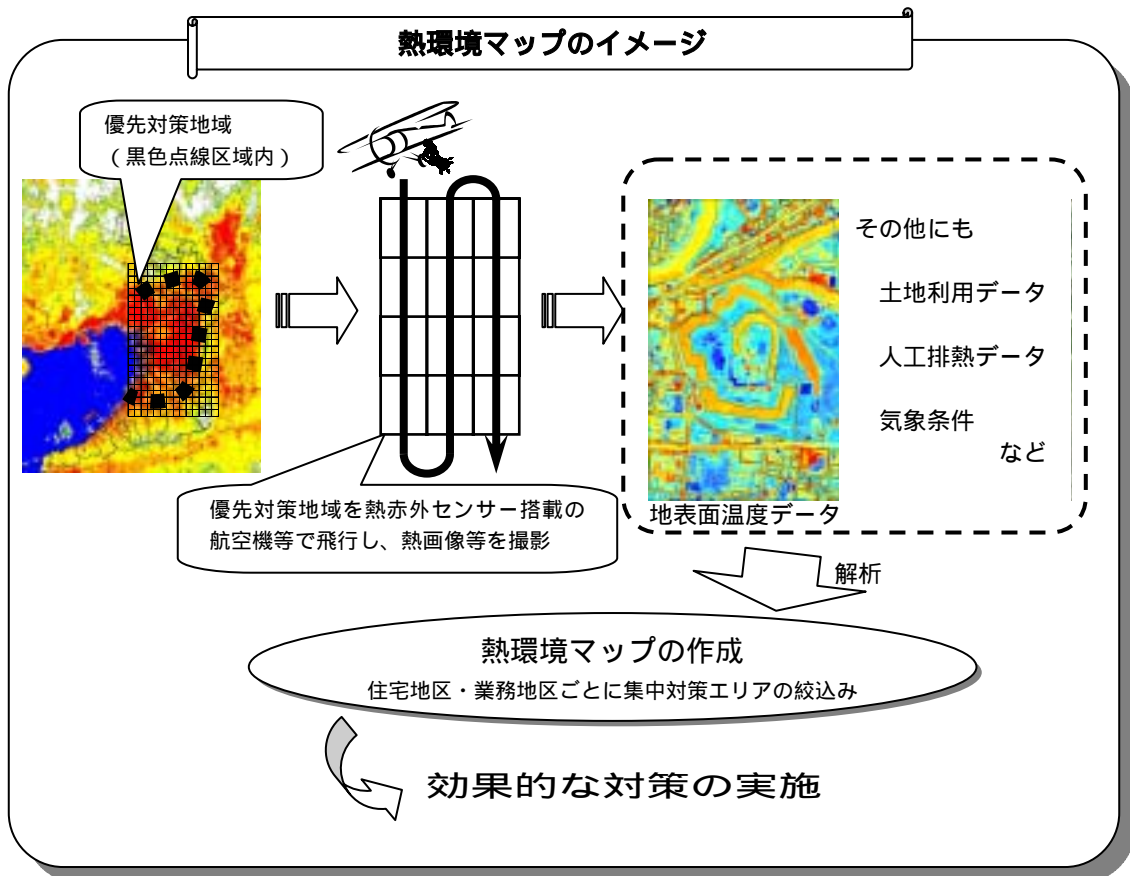
河内材を利用した健康木の家づくりの推進

(3) ヒートアイランド対策

大阪ヒートアイランド対策集中実施促進事業（新規）（再生）

「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」における優先対策地域を対象に、熱赤外センサー搭載の航空機等から撮影・解析した地表

面温度データと、土地利用データ、人工排熱データ、気象条件等を合わせて解析して熱環境マップを作成し、住宅地区、業務地区ごとに集中対策エリアの絞り込み等を行い、官民の連携による集中的・効果的なヒートアイランド対策を推進します。



< 熱環境マップのイメージ >

建築物の環境配慮評価システムの構築（新規）（再生）

建築物の蓄熱や排熱は、ヒートアイランド現象の主な原因のひとつとなっています。そのような建築物による環境負荷を低減し、建築物の環境配慮の取り組みを促進するための制度の実現に向け、次のような建築物の環境配慮レベルを評価するシステムの構築等を行います。

「建築物の環境配慮評価システム」の構築

国土交通省などにより開発された建築物の総合的な環境配慮の取り組みを評価するシステムをベースに、ヒートアイランド対策などに重点を置いた府独自のシステムを構築します。

「建築物の環境配慮技術手引き」の作成
建築主による適切な環境配慮の推進を支援するため、建築物の特徴に応じた効果的な環境配慮の技術手引きを取りまとめます。

北大阪すずしいみちから“まち”づくり(府管理道路への散水)(新規)(再生)

ヒートアイランド優先対策地域内である北大阪地域を中心に、7月から8月にかけて、下水高度処理水を利用し、市街地部の府管理道路(車道部分)への散水を実施します。

また、散水車走行時には、車両への横断幕掲示などにより散水そのものをPRし、「打ち水」行動を呼びかけ、ヒートアイランド対策における府民協働の取り組みとして継続的な活動につながるよう努めます。

ヒートアイランド対策技術普及促進活動支援事業(新規)

行政、企業、大学・研究機関、環境NGO・NPO等で構成される共同事業体(コンソーシアム)を組織化し、効果的・効率的なヒートアイランド対策の推進や対策技術の開発普及にかかる協議・調整を行ないます。

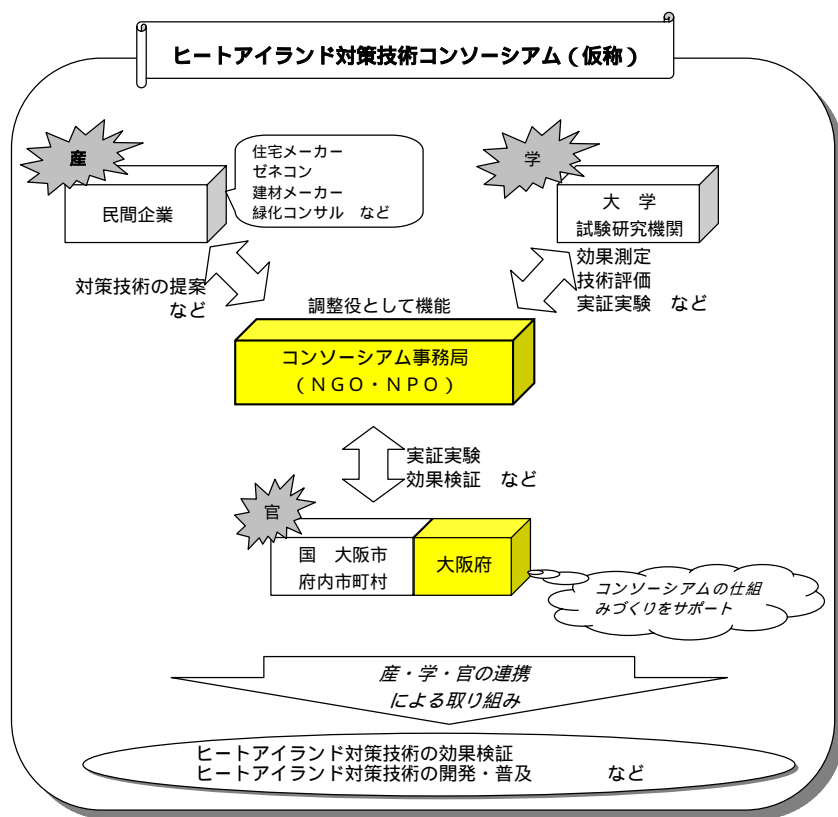
計画保全整備事業におけるヒートアイランド対策技術の試行(新規)

府有建築物について、総合的・専門的な立場から計画的に改修工事を実施している計画保全整備事業において、屋上防水改修工事にあわせ、ヒートアイランド対策となる屋上緑化や屋上の高反射塗装などの工事を試行的に実施します。

ヒートアイランド対策推進事業

府域のヒートアイランド現象の広がりを適切に把握し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」(平成16年6月策定)による施策の進捗状況を確認するため、府有施設等の屋上に温度計を設置し、府域全体の気温分布をモニタリングします。

また、家庭や企業における自発的な地球温暖化・ヒートアイランド対策を誘導するため、シンポジウムを開催するなど普及啓発に努めます。



< 共同事業体(コンソーシアム)のイメージ >